

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 215 回

ようやく株価が出直ってきました。ただこの傾向が今後も続くかは疑問視せざるを得ません。なぜならやはり肝心の景気はまだまだ底ばい状態のままであり、なかなか上昇気流には乗れません。

それよりも、21 年 1 月以降の景気悪化の影響（売上減、消費減）が、じわりじわりと我が国の企業を蝕みはじめました。

これからの資金繰り悪化、消費マインド悪化の方がむしろ怖いと思います。やはり海外経済が立ち上がってこなければ日本経済の本格回復はおぼつかないと思われます。

さて、やはり我々は自己改善を図り、自分で自分の会社を良くしていくより生き残る手はありません。

「百年に一度の不況」と言われる時代をいかに乗り切るか？

まさにこれからが正念場です。

そこで少し提案です。

① やはり特徴（強み）を作ろう、そしてこれを**お客に伝わるぐらいまで**に成長させよう

え！！そんなことをやっているの・・・と思われるくらいに

- ② プライドを捨てて、とにかく必死・・・これしか生き残る途はない
- ③ 今こそ、人もやり方も変えるチャンスだ・・・思い切って変革しよう
- ④ 約束事は即実行（たとえば次の食事等）・・・熱意を伝えよう
- ⑤ 社長も従業員も必死…にさせた企業のみが生き残れる
強引に巻き込もう、思い切った刺激策を！！

がんばりましょう

前田の《今人生を語る》第 121 回

めざめよ日本人[®]

日本人の強み・・・それは何でしょう。

そして強みがなければ結局日本国は諸外国に負けてしまいます。

- やはり
- 1 番は義
 - 2 番は敬
 - 3 番は父母に孝、兄長に悌
 - 4 番は技術力
 - 5 番は勤勉 でしょうか

皆様、考えてください。そして自分だけでもいいから、今から行動しましょう。

～ 定額給付金等の税務上の取り扱いについて ～

中澤良次

いろいろと話題にのぼった「定額給付金」ですが、5 月 28 日をもってすべての自治体で給付が開始されたようです。既に給付を受けた方、もしくは申請を済ませた方も多いのではないのでしょうか。

さて今回はこの「定額給付金」と「子育て応援特別手当」についての税務上の取り扱いを簡単にご紹介します。両者とも性質は似ていますが、取扱いが異なるので注意が必要です。

(1) 定額給付金

給付対象者一人につき 12,000 円（ただし、基準日において 65 歳以上の者及び 18 歳以下の者については 20,000 円）が支給されますが、それらすべて所得税法上「非課税」となります。

当初は生命保険契約の満期払戻金や懸賞の賞金などと同じ「一時所得」として取り扱う考えでしたが、給付金に税金がかかることで、景気の下支え効果をさげないようにするため「非課税」となったようです。

* ちなみに参考ですが、10 年前に「地域振興券」という「定額給付金」と似たような政策がありました。この時の「地域振興券」の取扱いは「一時所得」として課税するというものでした。この点だけみても今回の経済状況の悪化を表しているといえます。

(2) 子育て応援特別手当

「子育て応援特別手当」は、現在の厳しい経済情勢における多子世帯の子育て負担に配慮するため厚生労働省が緊急措置として、幼児教育期（平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日の間に生まれたお子様）の第二子以降の子一人あたりにつき、36,000 円支給される制度です。

一見して「定額給付金」と税務上の取り扱いが同じような印象を受ける内容ですが、こちらの「子育て応援特別手当」は「一時所得」に該当し、一定の場合には所得税が課税されます。

では、課税される一定の場合とはどんな場合があるのでしょうか。以下、一時所得の計算式をまじえてご説明します

$$\text{一時所得} = \{ \text{総収入金額} - \text{支出した金額} - \text{特別控除額(最高 50 万円)} \} \times 1/2$$

上記のように一時所得には 50 万円の特別控除額があります。したがって、「子育て応援特別手当」だけもらった場合には、特別控除の範囲内ですので税金はかからず、確定申告の必要もありません。

しかし、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、懸賞金など、他の一時所得がある場合には「子育て応援特別手当」も含めて計算するため税金がかかってくる可能性があります。税金がかかるかどうかご不安な場合はぜひ確定申告時にご相談ください。

* 最後に、定額給付金等には申請期限があります。申請期限までに申請が行われなかった場合、これらの支給を辞退したものとみなされますのでご注意ください。なお、申請方法、申請時期等は各自治体で異なりますのでご確認をお願いします。